

令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付要綱

令和8年（2026年）4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市内における有害獣による被害を防止するため、地域ぐるみで自主防除活動に取り組む町会・自治会(以下「町会等」という。)に対し、獣害の防止に係る資機材の購入及び設置に要する費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年5月16日八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条

地域ぐるみで獣害対策を推進し、有害獣による被害の軽減を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- （1）本市に登録のある町会・自治会等
- （2）継続的に地域ぐるみで獣害対策を行うことができること。

（補助金の交付対象）

第4条 補助金は、有害獣による被害を防止することを目的として、令和8年度内に町会等が行う活動に要する経費のうち、別表に掲げるものについて交付する。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額とし、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、当該補助金の額が2万円を超える場合は、2万円とする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度(2026年度)八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）町会等の規約
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の申請書類一式の内容を一部変更（軽微な変更を除く。）し、又は交付を中止しようとするときは、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金計画変更申請書（第3号様式）に、その変更の内容と、必要に応じてそれを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、交付目的の達成に支障がないと認められる場合であって、別表に掲げる補助対象経費の合計経費における概ね2割以内の変更をいう。

（変更決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金計画変更承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取り下げ又は事業の取り止め）

第10条 第6条から第9条の規定により、申請者及び交付・変更交付決定を受けたものが、申請の取り下げ又は事業を取り止めようとするときは、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金取下等届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書
- （2） 収支決算書
- （3） 交付対象経費に係る領収書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるときは交付額を確定し、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

（請求の手続）

第13条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた補助事業者は、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金請求書（様式第8

号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付をうけたとき。

(2) 補助金の交付決定条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(交付金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第16条 市長は、申請者並びに補助事業者に対し補助金の交付目的を達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ又はその状況を検査することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	交付対象
追い払い及び防除に要する経費	パチンコ、エアガン、クレイボール、ビブス、帽子、侵入防止柵。ただし、猟銃及び実弾は交付対象外とする。
捕獲檻の日常管理に要する経費	捕獲用エサ（米ぬか、野菜等）
放置果樹等の除去に要する経費	草刈り及び樹木等の伐採に要する費用。 ただし、自ら実施する場合の人件費等は交付対象外とする。

様式第1号(第6条関係)

令和 年 (年) 月 日

八王子市長 殿

住 所 八王子市

名 称

代表者氏名 ㊟

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。

電話番号

令和8年度(2026年度)八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付申請書

地域ぐるみで獣害防止対策を実施したいので、八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 _____ 円

2 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 町会等の規約
- (4) その他

事業計画書

町会等名 _____

事業概要	
事業予定区域	
事業予定期間	
活動人数	

事業の内容		経費の配分		
		補助対象経費	負担区分	
			市補助金	町会等
		円	円	円
追払い及び防除 用資機材				
捕獲檻の 日常管理用 資材 (捕獲用エサ)				
放置果樹等の除 去に要する経費				
合計				

1 金額の単位は円単位とし、市補助金については、千円未満を切り捨てた額とする。

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
市 補 助 金	円	
自 己 資 金		
計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
1 追払い及び防除用資機材	円	
2 捕獲檻の日常管理資材 (捕獲用エサ)		
3 放置果樹等の除去に要する経費		
計		

様式第2号（第7条関係）

令和 年（ 年） 月 日

様

八王子市長 初宿 和夫

令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金
交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付により申請のあったこのことについて、下記のとおり決定したので、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額		円		
補助金の内訳	事業内容	補助基本額	補助率	補助金額
			円	1/2
交付の条件	(1) 補助金等の交付の手續等に関する規則及び八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付要綱の規定に従うこと。 (2) 補助金を交付の目的外に使用しないこと。 (3) 交付決定前に購入したものでないこと。 (4) 暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、交付を取り消し、補助金を返還するものとします。（八王子市暴力団排除条例第9条）			

様式第3号(第8条関係)

令和 年 (年) 月 日

八王子市長 殿

住 所 八王子市

名 称

代表者氏名 ㊟

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。

電話番号

令和8年度(2026年度)八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金
変更申請書

令和 年 (年) 月 日付第 号により交付決定を受けたこのことについて、下記のとおり変更したいので令和8年度(2026年度)八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

変更交付申請額	金	円
(変更前)	金	円
増△減	金	円

変更の内容

変更・中止の理由

本人確認欄	職員名	確認日

様式第5号（第10条関係）

令和 年（ 年） 月 日

八王子市長 殿

住 所 八王子市

名 称

代表者氏名 ㊟

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。

電話番号

令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金
取下等届

都合により申請の取り下げ、事業の取り止めをしたいので、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

- 1 申請の取り下げ
【申請年月日及び受理番号】
令和 年（ 年） 月 日 八産獣第 号
- 2 事業の取り止め
【交付・変更決定日及び通知番号】
令和 年（ 年） 月 日 八産獣第 号
- 3 取下等の理由

様式第6号(第11条関係)

令和 年 (年) 月 日

八王子市長 殿

住 所 八王子市

名 称

代表者氏名 ㊟

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。

電話番号

令和8年度(2026年度)八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金
実績報告書

令和 年 (年) 月 日付第 号により交付・変更
交付決定を受けたこのことについて、下記のとおり完了しましたので、
令和8年度(2026年度)八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付要綱第
11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果

- 2 添付資料
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 交付対象経費に係る領収書の写し
 - (4) その他

事業実績書

町会等名 _____

事業実績	
事業区域	
事業期間	
活動人数	

収 支 決 算 書

(1) 収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
市 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 追払い及び 防除用資機材	円	円	円	円	
2 捕獲檻の日常 管理資材 (捕獲用エサ)					
3 放置果樹等の 除去に要する 経費					
計					

様式第7号（第12条関係）

令和 年（ 年） 月 日

様

八王子市長 初宿 和夫

令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金
確定通知書

令和 年（ 年） 月 日付により実績報告のあったこのことについて、下記のとおり確定したので、令和8年度（2026年度）八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 円

様式第8号(第13条関係)

令和 年 (年) 月 日

八王子市長 殿

住 所 八王子市

名 称

代表者氏名 ㊟

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。

電話番号

令和8年度(2026年度)八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金請求書

請求金額		万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---

令和 年 (年) 月 日付第 号により確定通知のあったこのことについて、令和8年度(2026年度)八王子市地域ぐるみ獣害防止対策費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、上記金額を請求します。なお、補助金の支払は、下記口座に振込願います。

記

	振込先金融機関名		金融機関コード				支店名			店舗コード		
	指定 口座	銀行・信金 信組・農協						本店 支店 出張所				
預金 種目		口座番号(右詰め)		口座名義(カタカナで通帳のとおりに入れてください)								
1 普通 2 当座												

本人確認欄	職員名	確認日